

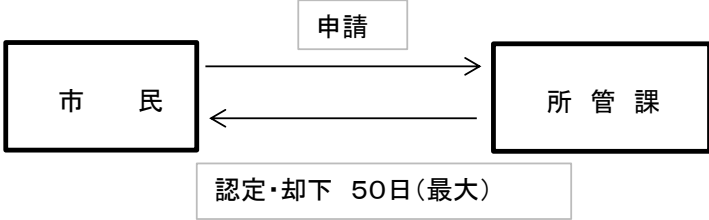
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 21

処 分 名	特別障害者手当の受給資格の認定	
処 分 の 概 要	特別障害者手当の受給資格の認定を行う	
根 拠 法 令 名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号)	
条 項	第26条の5	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標 準 処 理 期 間		計 30日
審 査 基 準	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2各号に該当しないこと及び、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」に該当する場合。 【根拠法令等】 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」 (昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給要件) 第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) 二 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。 三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて入院するに至ったとき。 (準用) 第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二條から第二十五條まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 (法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設) 第十四条 法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一 第一条各号(第一号、第二号及び第九号を除く。)に掲げる施設 二 削除 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。